

議案第 1 1 2 号

湯梨浜町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(湯梨浜町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 湯梨浜町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成16年湯梨浜町条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額$\frac{100}{120}$に相当する額に、湯梨浜町職員の給与に関する条例(平成16年湯梨浜町条例第42号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、湯梨浜町職員の給与に関する条例第21条第2項中「$\frac{100}{120}$」とあるのは「<u>$\frac{100}{167.5}$</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額$\frac{100}{120}$に相当する額に、湯梨浜町職員の給与に関する条例(平成16年湯梨浜町条例第42号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、湯梨浜町職員の給与に関する条例第21条第2項中「$\frac{100}{120}$」とあるのは「<u>$\frac{100}{162.5}$</u>」とする。</p>

第2条 湯梨浜町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額$\frac{100}{120}$に相当する額に、湯梨浜町職員の給与に関する条例(平成</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額$\frac{100}{120}$に相当する額に、湯梨浜町職員の給与に関する条例(平成</p>

16年湯梨浜町条例第42号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、湯梨浜町職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

16年湯梨浜町条例第42号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、湯梨浜町職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の湯梨浜町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例第4条の規定は、令和4年12月1日から適用する。